

事業者の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

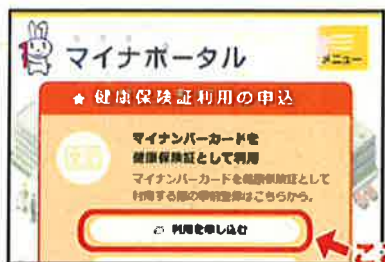
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある
電子証明書により医療保険の資格をオン
ラインで確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続きが必要です。

POINT2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期
が異なります。

本人が同意をすれば、初めての
医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が増えるなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。



POINT6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30